

奈良県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十四号

奈良県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

奈良県教育委員会委員定数条例（平成十二年三月奈良県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「六人」を「五人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 奈良県教育委員会の委員の定数は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第一項の教育委員会長の在職する間は、なお従前の例による。